

健康保険被扶養者（異動）届

【手続概要】

この届出は、新たに健康保険組合の被保険者となった者に被扶養者がいる場合や被扶養者の追加、削除、氏名変更等があった場合、事実発生から5日以内に被保険者が事業主を経由して行うものです。※

※ 届出が5日を超えたときは、やむを得ない理由による場合を除き、健康保険組合に届出のあった日が認定年月日となります。

【被扶養者の範囲】

1～3のいずれかであって、主としてその被保険者により生計を維持するもの。

1. 被保険者と同居している必要がない者

- ・配偶者、子、孫および兄弟姉妹※
- ・父母、祖父母等の直系尊属

※ 平成28年10月1日より兄弟の同居要件が廃止されました。

2. 被保険者と同居していることが必要な者

- ・上記1以外の3親等内の親族（伯叔父母、甥姪とその配偶者等）
- ・内縁関係の配偶者の父母および子（当該配偶者の死後、引き続き同居する場合を含む）

3. 1または2の要件を満たす者で、日本国内に住所を有している者 ※

※1 令和2年4月1日より被扶養者の認定基準に「国内に居住していること」が新たに追加されました。

※2 ※1に該当する者のうち、日本国籍を有しておらず「特定活動（医療目的）」「特定活動（長期観光）」で滞在する者については被扶養者となりません。

※3 日本国内に住所を有していない者でも特例的に被扶養者に認定される場合があります。

【収入要件】

- 収入要件は、原則、年間収入（※）が130万円未満（60歳以上である場合または障害厚生年金を受けられる程度の障害を有する者である場合は、年間収入が180万円未満）かつ
 - ・ 同居の場合 年間収入が被保険者の年間収入の半分未満（*）
 - ・ 別居の場合 年間収入が被保険者からの仕送り額未満
- （*） 年間収入が被保険者の年間収入の半分以上の場合であっても、被保険者の年間収入を上回らないときで、健康保険組合がその世帯の生計の状況を総合的に勘案して、被保険者がその世帯の生計維持の中心的役割を果たしていると認めるときは被扶養者となることがあります。
- 認定対象者が夫婦共同扶養の場合は、年間収入が多い方の被扶養者とします。ただし、夫婦とも被用者保険の被保険者であって、夫婦双方の年間収入の差額が年間収入の多い方の1割以内である場合は、届出により、主として生計を維持する者の被扶養者とします。
- 認定対象者に優先扶養義務者がある場合は、認定対象者と優先扶養義務者の年間収入を合算した額が、それぞれの基準額（130万円または180万円）を合算した額未満である必要があります。
- 被扶養者の年間収入が増えて、収入要件を満たさなくなった場合には、被扶養者から外れることになります。その際には、「被扶養者（異動）届(削除)」の手続きが必要となります。
- ※ 年間収入とは、過去における収入のことではなく、被扶養者に該当する時点及び、認定された日以降の年間の見込みの収入額のことをいいます。
（給与所得等の収入がある場合、月額108,333円（60歳以上である場合または障害厚生年金を受けられる程度の障害を有する者である場合は149,999円）以下。雇用保険等の受給者の場合、日額3,611円（60歳以上である場合または障害厚生年金を受けられる程度の障害を有する者である場合は4,999円）以下であること。）また、年間収入には、雇用保険の失業等給付、公的年金、健康保険の傷病手当金や出産手当金も含まれます。
雇用保険の待機期間中でも、収入要件を満たしている場合は被扶養者として認定することが可能です。
ただし、基本手当（3,612円（60歳以上である場合または障害厚生年金

を受けられる程度の障害を有する者である場合は5,000円)以上)の支給が始まった場合は、「被扶養者(異動)届(削除)」の手続きが必要となります。

- ※ 自営業者の年間収入は、年間総収入から直接的必要経費を差し引いた額となります。直接的必要経費とは、その経費がなければ事業が成り立たない経費(例:製造業における原材料費、小売業における仕入れ費、農業における種稲費、肥料費)であり、それ以外の費用(例:租税公課、広告宣伝費、損害保険料、修繕費、減価償却費、利子割引料)を差し引くことはできません。

【仕送り要件(認定対象者が被保険者と同一世帯に属していない場合)】

- 年間65万円以上となる一定の額を、毎月または2ヶ月に1回以上仕送りしていることが必要となります。
- 仕送りを含む認定対象者世帯の1人あたり年間収入が、仕送りを除く被保険者世帯の1人あたり年間収入を上回らないことが必要となります。
- 会社都合による単身赴任、医療機関への入院、一時的な施設への入所は同居とみなします。
- 手渡しなど、仕送りの事実と仕送り額が確認できない方法は認められません。

【認定に必要な添付書類の例】

1と2は全員、添付が必要です。

3～6は該当する場合のみ、添付が必要です。

1. 続柄確認のための書類

- 次のいずれかを添付してください。
 - ・ 認定対象者の戸籍謄本または戸籍抄本(被保険者との続柄がわかるもの)
 - ・ 住民票の写し(個人番号の記載のないもの)※
- ※ 被保険者と認定対象者が同居しており、被保険者が世帯主である場合に限ります。

2. 収入要件確認のための書類

○ 該当する書類を全て添付してください。

ア 退職したことにより収入要件を満たす場合

「退職証明書」または「雇用保険被保険者離職票のコピー」

イ 雇用保険失業給付受給中の場合または雇用保険失業給付の受給終了により収入要件を満たす場合

「雇用保険受給資格者証のコピー」

ウ 年金受給中の場合

現在の年金受給額がわかる「年金額の改定通知書等のコピー」

エ 給与収入がある場合

「直近の源泉徴収票のコピー」及び「直近3ヶ月分の給与明細書のコピー」

オ 自営（農業等含む）による収入、不動産収入等がある場合

「直近の確定申告書及び収支内訳書のコピー」

カ 上記イ～オ以外に収入がある場合

上記「イ～オに応じた書類」及び「課税（非課税）証明書」

キ 上記ア～カ以外

「課税（非課税）証明書」

※ 障害年金、遺族年金、傷病手当金、出産手当金、失業給付等の非課税対象となる収入がある場合は、別途、「受取金額のわかる通知書等のコピー」が必要となります。

※ 認定対象者が配偶者以外であって、被保険者に配偶者がある場合は、別途、夫婦双方の年間収入が確認できる書類が必要となります。

※ 認定対象者に優先扶養義務者がある場合は、別途、認定対象者の優先扶養義務者についての上記の添付書類が必要となります。

※ 16歳未満の子又は16歳以上の子である学生は、上記の添付書類は不要です。

3. 仕送りの事実と仕送り額の確認のための書類

○ 認定対象者が被保険者と同一世帯に属していない場合、次のいずれかを添付してください。

・振込の場合「直近3ヶ月分の預金通帳等のコピー」

・送金の場合「直近3ヶ月分の現金書留の控え（コピー）」

※ 16歳未満の子又は16歳以上の子である学生は、上記の添付書類は不要です。

4. 学生であることの確認のための書類

- 認定対象者が学生の場合に添付してください。
 - ・「学生証のコピー」「在学証明書」等

5. 同居の確認のための書類

- 認定対象者が被保険者と同一世帯である場合に添付してください。
 - ・「住民票の写し(個人番号の記載のないもの)」等

6. 内縁関係の確認のための書類

- 認定対象者が内縁関係にある場合に添付してください。
 - ・「内縁関係にある両人の戸籍謄(抄)本」及び「被保険者の世帯全員の住民票(個人番号の記載がないもの)」等

【留意事項】

1. 住民票や戸籍謄(抄)本は、提出日から90日以内に交付されたものを添付してください。

2. 日本国内に住所を有しない者を認定する場合、被扶養者(異動)届に以下の書類の添付が必要です。

(1) 被扶養者現況申立書

認定対象者の現況について、記載いただくための申立書です。

(2) 身分関係、生計維持関係等の確認書類

① 身分関係の確認

- ・ 認定対象者が在住する国の公的機関が発行する続柄確認できる公的な証明書
- ・ 認定対象者が直系尊属、配偶者、子、孫及び兄弟姉妹以外の三親等内の親族である場合は、認定対象者が在住する国の公的機関が発行する被保険者と同居していることが確認できる公的な証明書

② 認定対象者の収入の確認

- ・ 認定対象者に収入がある場合、認定対象者が在住する国の公的機関または勤務先から発行された収入証明

③ 被保険者の仕送り額等の確認

- ・金融機関発行の振込依頼書または振込先の通帳の写し

(3) 海外特例要件に該当している事実が確認できる書類

① 外国において留学をする学生

⇒ビザ、学生証、在学証明書、入学証明書等の写し

② 外国に赴任する被保険者に同行する者

⇒ビザ、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書の写し

③ 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者

⇒ビザ、ボランティア派遣期間の証明、ボランティアの参加同意書等の写し

④ 被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者であって、②に掲げる者と同等と認められるもの

⇒出生や婚姻等を証明する書類等の写し

⑤ ①から④までに掲げる者のほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者

※ 上記の書類が外国語で記載されているときは、日本語の翻訳文を添付してください。